

# 「施設利用会員証」のご案内

## メリット 1

利用1グループにつき、『会員証』1枚で同伴者も優待料金でご利用頂けます。

※施設により人数制限があります。  
予約時等にご確認ください。

## メリット 2

P.2～P.7の **会員証** 表示のある施設が  
この『会員証』でご利用頂けます。



## メリット 3

お申し込みを頂いた会員事業所様へ配付しますので、有効期間内（会員証到着時～2026年3月31日）であれば、何度でもご利用（再利用）頂けます。

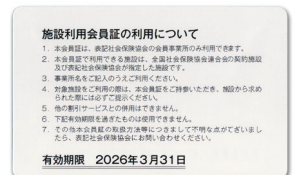
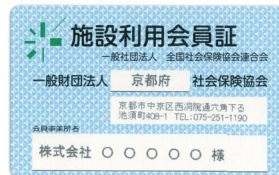
### \* 協会会員番号とは？

協会費の「払込取扱票」及び「社会保険きょうと」送付の封筒に記載されている6桁の番号です。

## 「会員証」申込方法

全国の社会保険協会の共同事業として、会員事業所様の便利と従業員の皆様の福利増進を目的として、ホテル等の契約施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を発行しております。出張やご家族での旅行時などにご利用ください。

会員証を希望される場合は、申込書に必要事項をご記入いただき、FAXまたは郵送にてお申込みください。



※ 顧客専用電話番号・パスワード等につきましては、『施設利用会員証』送付時に同封いたします。

## 施設利用会員証の利用について

1. 本会員証は、京都府社会保険協会の会員事業所のみ利用できます。  
また、発行は1事業所につき3枚までとなります。（3枚以上必要な場合はご連絡ください。）
2. 本会員証で利用できる施設は、全国社会保険協会連合会の契約施設及び京都府社会保険協会が指定した施設です。
3. 事業所名をご記入の上、ご利用ください。
4. 対象施設をご利用の際は、本会員証をご持参いただき、施設から求められた際には必ずご提示ください。
5. 他の割引サービスとの併用はできません。
6. 有効期限を過ぎた会員証は使用できません。
7. 会員事業所に発行した施設利用会員証は、当該事業所において管理のうえご利用ください。

## 「施設利用会員証」申込書(コピー可)

会員整理番号

必要枚数  
(1事業所3枚まで)

枚

事業所名称

事業所所在地 〒

事業所電話番号